

SEMINAR

弁護士
山口利昭
Toshiaki Yamaguchi



企業では東日本震災での教訓を基にリスク管理を進めている。特にBCP（事業継続計画）への関心は高まっているが、有事が実際に起きたときにどこまで想定どおりに対応できるのか、不安や疑問も多い。

そこで、企業の危機管理・不祥事対応等に詳しい山口利昭弁護士が、第一法規主催のセミナーにおいて講演した「災害・不祥事における企業の危機管理と法的リスク」(平成三年一〇月八日)を抜粋の上、二回にわたって掲載する。

BCP（事業継続計画）の有効性への疑念

二〇〇四年の国民保護法に基づき、二〇〇五年に経済産業省で事業継続ガイドラインが作られました。これに則り二〇〇六年に中小

企業のBCPの指針が策定されました。

この辺りから、事業継続計画について真剣に検討を始める企業が増えました。ただ、基本ラインというのは、義務づけではなく「それぞれの企業が検討してください」というスタンスでした。そして、今回の震災を受けその有効性について、より関心が高まりました。

今回の震災で、大手企業の二六％で重要業務が停止(六月三〇日付、野村総研レポート)し、経営面に重大な影響が出た企業は二九％(六月、N T T データ経営研究所)、約三割あったという報告があります。事業継続ガイドラインでは、事業継続計画(BCP)を、

各企業や団体が、災害等による事業中断を許容限界内に食い止め、可能な限り迅速に事業を再開・継続するための方策や手順をあらかじめ定めたものと定義していますが、これは非常に曖昧だと思います。

日本が得意とする災害復旧対策と、このBCPとは異なるという点は注意しておいてください。

はないでしょうか。

一つは内部統制です。会社法では、内部統制の基本方針を取締役会で決めることが方向づけられています。次に、ステークホルダーの利益確保からいろいろと検討されているものです。さらに、職場安全配慮義務の一環としてBCPを捉える見方もあります。そして、事業戦略としての見方です。BCPは企業価値を向上させるものとし、競争と連携、情報開示、といった意味合いでBCPを捉えようとする考え方です。このように性質の異なる意味合いによって、BCPの位置づけはそれぞれ変わってくるようになります。

また、二〇一二年から事業継続に関するISOの認証、第三者機関が入る認証も始まります。BCPのプロセスをチェックするということですが、その辺りも含めてこれから議論が進展していくと思います。

震災時の企業行動とBCP

会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項では、事業の損失の管理に関する体制整備に触れて

災害・不祥事における

企業の危機管理と法的リスク

上

要するに原状を回復する、復旧するということに対しては、日本人はとても得意です。しかし、事業の選択・集中を経営判断として行う、事業所の代替地を検討する、競業他社と連携する、また、情報管理のために遠隔地にサーバーを確保するといった事業の継続性を最優先事項とした事業継続計画に関しては、それほど考えてこなかったのではないかと思います。

日本ではそういうことがあまり現実のリスクとして考えられてきませんでした。日本でこうした考え方が生まれたのは二〇〇〇年以降ではないかと思えます。



図 BCPへのアプローチ

(注1) 本稿は、原稿の締切の都合上、「会社法見直しに関する中間試案(第1次案)」(会社法制部会資料16)を基にしている。確定した中間試案と内容が一部異なることがあることをご容赦いただきたい。

図表1 論点一覧

- 1 企業統治の在り方に関する論点
 - (1) 取締役会の監督機能に関する論点
 - ア 社外取締役の選任の義務付け
 - イ 監査・監督委員会設置会社制度
 - ウ 社外取締役及び社外監査役に関する規律
 - (2) 監査役の監督機能に関する論点
 - ア 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定
 - イ 監査の実効性を確保するための仕組み
 - (3) 資金調達の場合における企業統治の在り方に関する論点
 - ア 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等
 - イ 株式の併合
 - ウ 仮装払込みによる募集株式の発行等
 - エ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- 2 親子会社に関する規律についての論点
 - (1) 親会社株主の保護
 - ア 多重代表訴訟
 - イ 親会社による子会社の株式等の譲渡
 - (2) 子会社少数株主の保護
 - ア 親会社等の責任
 - イ 情報開示の充実
 - (3) キャッシュ・アウト
 - ア 特別支配株主による株式売渡請求等
 - イ 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律
 - ウ その他の事項
 - (4) 組織再編における株式買取請求等
 - ア 買取口座の創設
 - イ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
 - ウ 簡易組織再編等における株式買取請求
 - (5) 組織再編等の差止請求
 - (6) 会社分割等における債権者の保護
 - ア 詐害的な会社分割における債権者の保護
 - イ 不法行為債権者の保護
- 3 その他の論点
 - (1) 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求
 - (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
 - (3) その他

先ごろ、会社法の見直しについての法制審議会会社法制部会における議論がとりまとめられ、中間試案が公表された。本号が刊行されるころには、中間試案に関する補足説明も公表されていると思われる。本稿は、この中間試案の概要を紹介する(注1)とともに、実務上で影響の大きい多重代表訴訟の制度が導入された場合の留意点について解説することを目的とする。なお、本稿のうち私見にわたる部分は、筆者の属する組織等の見解

中間試案の概要

中間試案の内容は「企業統治の在り方」「親子会社に関する規律」および「その他」の三つに分類されている。論点の一覧は、図表1のとおりである。

を示すものではなく、あくまで個人的な見解にすぎない。

平成二二年春より会社法見直しについて論議を行っている法制審議会会社法制部会がこのほど中間試案をとりまとめた。その概要と実務への影響について解説する。

会社法見直しの 審議動向と実務への影響

弁護士 平田和夫

1 企業統治の在り方に関する論点

企業統治の在り方に関する論点は、さらに「取締役会の監督機能」「監査役の監査機能」および「資金調達の場面における企業統治の在り方」の三つに分類されている。

(1) 取締役会の監督機能に関する論点

社外取締役の選任の義務づけについて、これを義務づけるべきとする案(【A案】【B案】)のほか、現行法の規律を見直さないとする案(【C案】)が提示されている。前者の案には、公開大会社である監査役会設置会社に限るとする【A案】と、有価証券報告書提出会社に限るとする【B案】がある。【A案】および【B案】のいずれも、一人以上の選任を義務づけるにとどまり、複数、さらには取締役会の過半数までの選任を義務づけるものとはされていない。

監査・監督委員会設置会社制度は、この度の中間試案において最も注目されている提案の一つと言ってよい。自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ、

